高浜町簡易水道事業経営戦略

団 体 名 : 福井県高浜町

事 業 名 : 簡易水道事業

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

<u>1. 事業概要</u>

(1) 事業の現況

① 給 水

供用開始年月日	1965 年	3 月	25 日	計画給水人口	684	人
法 適 (全部・財務) ・ 非 適 の 区 分	非適			現 在 給 水 人 口	435	人
・非適の区分	升迎			有 収 水 量 密 度	1.86	千㎡/ha

② 施 設

水			源	☑表流水 , □ダム	、, □伏流水 , □	地下水,	口受	水 ,	☑その他	(複数選択可)	
施	=/	n.	Жл	浄水場設置数	6	管	路	延	長	18.3	工
池	. 設 数		奴	配水池設置数	17				区	10.3	+ m
施	設	能	カ	308	m ³ /日	施	設	利 用	率	41.7	%

③ 料 金

料 金 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	用途別の水道料金(基本料金+超過料金)と口径別のメーター使用料を設定している。また、簡易水道事業及び飲料水供給施設ともに同じ水道料金となっている。
料金改定年月日	2009年(平成21年)4月 1日

水道事業の料金表(1 か月当、税抜)

m.;	基本	超過料金	
用途	水量	料金	m°≝
家庭用	10m [®] まで	900円	90円
官公学用	10m3まで	1,200円	110円
営業用	10m ³ まで	1,200円	110円
民宿用	10m [®] まで	1,100円	100円
臨時用	_	_	200円

メーター使用料(1 か月当、税抜)

□径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm
料金	70円	150円	200円	300円	500円	1,000円

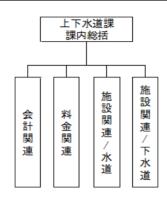
4) 組織

- 上下水道課は、現在10名(うち会計年度任用職員1名)在籍しており、次の業務区分に対応する体制となっている(令和3年3月現在)。 【業務区分と組織体制】
 - •課内総括:課長 -会計関連:3名

 - •料金関連:1名
 - ・施設関連/水道:課長補佐1名、外2名(うち、会計年度任用職員1名) ・施設関連/下水道:課長補佐1名、外1名

 - •合計:10名
- 注)役職は、課長・課長補佐までとした。

<組織体制>



(2) これまでの主な経営健全化の取組

施設は一部の設備で法定耐用年数を超過しているものの、長寿命化対策を実施する等、適切な維持管理により施設の延命化を図っている。

・*1 水道事業の広域化とは、水道法(昭和32年法律第177号)第2条の2第2項の市町村の区域を超えた広域的な水道事業者間の連携等に当たるものである。その具体的な方策として は、経営統合(事業統合及び経営の一体化をいう。以下同じ。)、浄水場等一部の施設の共同設置や事務の広域的処理等がある。

(3) 経営比較分析表等を活用した現状分析

簡易水道事業における、2018年度(平成30年度)経営比較分析表を別添1-3に示し、課題を以下に整理する。

- ■企業債残高対事業規模比率(給水収益に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標)
- ・本町の企業債残高対事業規模比率は、直近5か年では2014年度(平成26年度)をピークに減少傾向にあるものの、類似団体と比較して2~ 2.5倍程度となっており、住民に将来かかる負担が相対的に大きい状態が続いている。その要因として、供給単価が安価に設定されている ことが挙げられる。
- ・近年は新規起債がないことから、減少傾向にある。
- ■給水原価(有収水量1m3当たりについて、どれだけの費用がかかっているかを表す指標)
- ・本町の給水原価は類似団体、全国平均いずれと比較しても大幅に高い傾向にある。これは、簡易水道事業及び飲料水供給事業が6事業 に分かれているため、事業規模に対して維持管理費が高くなっていると考えられる。

■料金回収率

- ・給水に係る費用をどの程度給水収益で賄えているかを示した指標であり、100%を下回っている場合は、給水に要する費用を水道料金の みで賄えていないこととなる。
- ・本町の料金回収率は10%未満であり、類似団体、全国平均いずれと比較しても大幅に低い水準である。その要因としては給水原価が類似 団体と比較して高いことが挙げられる。
- ・今後は計画的な料金改定を検討し、維持管理費等のコスト縮減に努める必要がある。
- ・膜ろ過浄水処理施設の供給開始は2001年(平成13年)と施設が新しいため、管路及び施設の更新は当面発生しないことが想定される。 方で一般会計繰入金に依存している。現状の運営状況下で、将来の老朽化に伴う更新費用を賄うための財源確保は非常に厳しい状況に ある。そのため地方財政法上の公営企業として、企業経営に伴う収益(料金収入)をもって事業を運営するためにも、料金改定及び事業運 営費の縮減等に努める必要がある。

2. 将来の事業環境

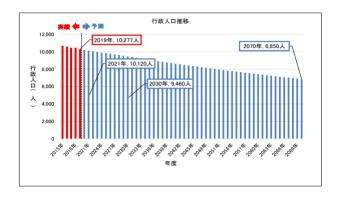
(1) 給水人口の予測

■行政人口の見通し

- ・上位計画である「高浜町人口ビジョン・総合戦略(以下「人口ビジョン」と呼ぶ)」(2017年(平成29年)1月改訂)の推計結果を採用するが、 既に推計値と実績値に差が生じていることから、2015年度(平成27年度)から2019年度(令和元年度)の推計値と実績値の平均差分で ある162人を加えた人口を人口ビジョンの推計値とする。
- ・人口ビジョン按分人口は、人口ビジョンの推計値2015年度(平成27年度)と2020年度(令和2年度)の人口差分を5か年で按分し算出する。 ・人口にフョン扱力人口は、人口にフョンが注前に2013年度、「本成21年度/こ2023年度、「中枢2年度/の人口を対してが、「大口にデロットで、「お住・定住の促進」及び「転出の抑制」に取り組み、2005年度(平成17年度)から2010年度(平成22年度)の実績ベースよりも人口減少を抑える目標を設定する。
 ・人口は年々減少傾向にあり、今後50年間で約32%減少する見込みである。今後の簡易水道事業や飲料水供給施設を取り巻く経営環境
- が厳しいことを示す。

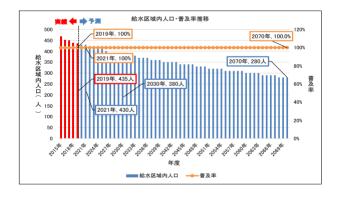
人口ビジョン推計値と実績値の平均差分

項目	H27	H28	H29	H30	R1	R2
人口ビジョン(人)	10,524	-	-	-	-	10,029
人口ビジョン按分人口(人)	10,524	10,425	10,326	10,227	10,128	10,029
実績値(人)	10,692	10,570	10,471	10,429	10,277	-
項目	H27	H28	H29	H30	R1	平均
推計値と実績値の差分(人)	168	145	145	202	149	162



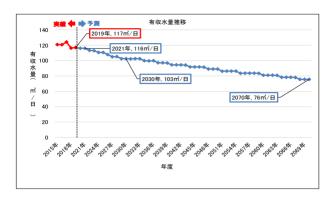
■給水区域内人口の見通し

- ・行政人口は上水道事業が含まれているためこれらの給水区域外人口を除外して、給水区域内人口を算出する。
- ・2021年度末(令和3年度末)時点で普及率は100%となっており、整備事業は概成している。したがって、2021年度(令和3年度)以降は 将来給水人口と同一の数値となる。



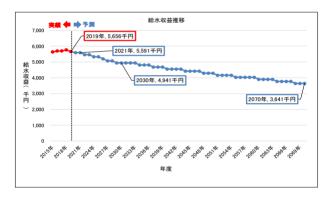
(2) 水需要の予測

有収水量は、1人当たりの使用水量が2019年度(令和元年度)より変化しないものとし、給水人口の増減に連動するものとして推計する。給水人口の減少に伴い有収水量は減少し、50年後の2070年度(令和52年度)に76m3/日となり、2021年度(令和3年度)から約35%減少する見込みである。



(3) 料金収入の見通し

給水収益は、有収水量の減少に比例して給水収益も減少し、2021年度(令和3年度)から2070年度(令和52年度)には約35%減少する見込みである。給水収益の予測値は、有収水量に2019年度(令和元年度)の供給単価(132.0円/m3)を乗じて推計する。



(4)組織の見通し

上下水道課は、現在10名(うち会計年度任用職員1名)在籍しており、次の業務区分に対応する体制となっている(令和3年3月現在)。 【業務区分と組織体制】

- •課内総括:課長
- · 会計関連:3名
- •料金関連:1名
- ・施設関連/水道:課長補佐1名、外2名(うち、会計年度任用職員1名)・施設関連/下水道:課長補佐1名、外1名
- •合計:10名
- 注)役職は、課長・課長補佐までとした。

水道施設関連の技術職員は3人と少なく、簡易水道事業及び飲料水供給施設に加えて上水道事業も管理しているため、これ以上の職員の 削減は困難な状況である。

よって、民間委託の活用や業務の見える化等により効率化を推進し、適切な維持管理の実現に向けた組織体制の見直しに努める。

3. 経営の基本方針

新水道ビジョンに掲げた将来像「信頼される水道 安心・安全な水道 親しまれる水道」の実現に向けて、事業運営を行っている。簡易水道事 業及び飲料水供給施設も同様である。

現在、この将来像を実現していくために「経営基盤の強化」、「災害・非常時対策の強化」、「安心・安全な給水の確保」、「水道サービスの向 上」の4つを柱とした基本施策(目標)を推進している。



課題の解決を図り、将来にわたって持続可能な水道事業を構築するため、新水道ビジョンに掲げる以下の目標達成に努める。

- ・経営改善の積極的な推進
- 効率的な整備計画の策定
- ・計画的な施設の更新・整備
- 耐震対策の実施
- ・職員の能力向 F
- ・地下水の確保、保全
- 鉛製給水管対策の推進
- 情報開示の積極的な推進
- ・町民ニーズの把握と対応

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画): 別紙のとおり

(2)投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標 機械・電気・計装設備に係る更新を計画的に実施する。

■管路の整備状況

簡易水道事業及び飲料水供給施設の管路整備は1999年(平成11年)より実施されており、最も古い管路は2020年度(令和2年度)時点で21年が経過している。管路の法定耐用年数は40年であることから、計画期間(2021年度(令和3年度)から2030年度(令和12年度))において、適切な維持管理(日常及び定期点検)を実施し更新は行わないこととする。ただし、1936年(昭和11年)から給水開始している事業があることか ら、固定資産調査業務により過去の管路整備状況を明らかにする必要がある。

■施設の整備状況

-部の設備が法定耐用年数を超過あるいは超過しつつあるものの、適切な維持管理により機能維持がなされている。そのため、計画期間 (2021年度(令和3年度)から2030年度(令和12年度))においては機械・電気・計装設備の更新費用のみを見込み、土木・建築施設の更新は行 わないこととする。

■更新費用について

機械・電気・計装設備にかかる更新需要が定期的に発生するものと想定し、更新費用を見込むこととする。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標

既往及び計画期間の投資状況を勘案し、以下のとおり設定する。

- ・計画期間内において、歳入(収益的収入+資本的収入)と歳出(収益的支出+資本的支出)が均衡を保つ計画とする。
- ・短期及び中長期にわたり今後発生する更新需要に対して、財源を担保する。その際、住民に過度の負担を強いることのない計画とする。

今後の簡易水道事業及び飲料水供給施設において、水需要の減少に伴う給水収益の減少や更新需要の増加に伴う事業費の増加等、経営を取り巻く環境は厳しさを増し、財政への影響が懸念される。

短期及び中長期の視点で健全な経営を継続していくためには、適切な投資・財政計画のもとに効率的な資産(施設、管路等)の管理・運営を 行っていく必要がある。

これらを踏まえ、財政シミュレーションにより、収益的収支及び資本的収支について将来を見通し、財政的な健全性を確保できるか検討する。

■基本条件

財政シミュレーションは、以下の基本条件により健全な財政状況を維持できるように検討する。

・検討期間中(2021年度(令和3年度)から2030年度(令和12年度))に、上記目標を達成するため、必要に応じて料金改定、地方債及び 一般会計からの繰入れを検討する。

■投資・財政計画の検討

財政収支検討として、以下の3案により比較検討を実施する。

ケース	料金改定	内容
0	有	・料金改定は上水道事業と同じ(ケース①料金改定率大)年度及び改定 率を見込む。 ・地方債は発行しない。 ・資金の不足分は一般会計交付金(電源立地交付金)を見込む。
Ø	有	・料金改定は上水道事業と同じ (ケース②料金改定率中) 年度及び改定率を見込む。・資本的収支が不足する場合、地方債を発行する。・上記でも資金が不足する場合は一般会計交付金(電源立地交付金)を見込む。
3	有	・料金改定は上水道事業と同じ(ケース@料金改定率小)年度及び改定 率を見込む。 ・地方債は発行しない。 ・資金の不足分は一般会計交付金(電源立地交付金)を見込む。

各検討ケースにおける、財政収支見通しを行った結果、短期的には一般会計交付金(電源立地交付金)等の基準外繰入金で事業継続を図り、段階的に料金改定を実施するケース③が望ましい。

・ケース①

一般会計交付金(電源立地交付金)を最小限に抑えた場合であり、最大540%と非現実的な料金値上げが必要となる。

ケース②

料金改定及び地方債で事業の継続を図った場合であり、地方債の支払利息が増加することで、2057年度(令和39年度)に供給単価が498円/m3となり住民への負担が大きくなる。

ケース③

、 一般会計交付金(電源立地交付金)を最大限に見込んだ場合であり、料金改定率は最大でも186%に抑えられることから、急激な料金改定による住民への過度な負担を強いることなく事業継続が可能となる。

■財源について

- ・基準内繰入金のみ2019年度(令和元年度)と同水準で繰入れる
- ・料金改定は上水道事業と同じ(ケース④)年度及び改定率を見込む。
- ・地方債は発行しない。
- ・収支再差引がマイナスの分は一般会計交付金(電源立地交付金)を見込む。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

■収益的収支

- ・料金改定を実施する場合は改定後、最低5年間(改定年度含む)は改定しないこととする。(公社)日本水道協会「水道料金算定要領」 (2015年(平成27年)2月)では、『料金算定期間は、概ね将来の3年から5年を基準とする』とされている)
- ・料金改定を実施する場合は10%単位で検討する。
- 料金改定を実施する場合は、収益的収支において損益赤字が発生したタイミングで実施する。
- ・歳入と歳出が均衡しない場合、一般会計からの繰入れを実施する。なお、本事業は官庁会計であることから、収支再差引が0 (歳入と歳出が均衡)となるよう、資本的収入の財源構成を加味して実施する。

(単位:千円) 年 度 2015年度 2016年度 2017年度 2018年度 2019年度 設定条件 H27年度 H28年度 H29年度 H30年度 R1年度 区 分 紁 ᄱ 益 (A) 43 531 67 241 54 878 47 941 46 570 業 ᄱ 益 (B) 5 690 5 700 5.719 5. 784 5 656 ᄱ 料 ΠΔ 5 656 有収水量×供給単価 余 5 636 5 695 5 697 5 766 益 (C) 受 託 ェ 収 的 18 0 実績5年間平均 そ Ø 他 37, 841 61, 541 49, 159 42, 157 収 40, 914 益 収 37, 193 60, 891 繰 48, 509 他 計 41, 533 40, 289 検討ケース依存 会 金 の 648 650 650 624 625 実績5年間平均 益 総 用 (D) 43, 531 67, 241 54, 878 47 941 46, 570 的 費 用 39, 926 63,834 51, 674 44 943 43, 783 職 員 給 与 費 8. 436 8.509 7. 976 8.889 9,498 最新実績値 収 IJΔ 退 ち 膱 当 31, 490 55, 325 43, 698 36, 054 34, 285 実績5年間平均 支 そ の 的 3, 605 3, 407 3, 204 2, 998 外 費 用 2. 787 2) 営 支出 払 利 息 既 往 分 3, 605 3, 407 3, 204 2, 998 2,787 償還予定額) 払 利 息 (新規分 うち一時借入金利息 の 3 収支差引 (A) - (D) (E) 0 0 0 0 0

■資本的収支

- ・地方債及び一般会計交付金(電源立地交付金)については、検討ケースに応じて設定する。
- ・地方債の償還方法は、元利均等償還(半年賦)、償還年数30年(据置5年)とし、年利率は近年の貸付金利実績より0.67% (2015年度(平成27年度)から2019年度(令和元年度)平均値)とする。

(単位:千円) 2015年度 2016年度 2017年度 年 2018年度 2019年度 度 設定条件 区 分 H27年度 H28年度 H29年度 H30年度 R1年度 資 収 入 (F) 11, 419 11, 395 11, 588 11, 856 14, 313 的 1) 検討ケース依存 本 平 準 债 費 化 (2) 計 補 肋 11, 419 11. 395 11, 588 11, 856 14,313 検討ケース依存 的 (3) 会 計 借 収入 資 (4) 固 沓 産 売 却 代 金 (都道府県) 補 助 金 (5) 玉 本 (6) 事 抇 の 7) 的 出 (G) 11, 419 11, 395 11, 588 11, 856 14, 313 的 支 資 設 改 2,310 最新実績値 収 ち 職 員 給 与 費 支 11, 185 11, 383 11, 791 12,003 償還予定額 (2) 地方債償還金(既往分) 11, 586 地方債償還金(新規分) 償還計算値 幸 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金 (3) の繰 4) 他 会 計へ 出 金 0 実績5年間平均 234 65 12 5) の 他 収支差引 (I) 3 0

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 投資の合理化、費用の見直しについての検討状況等

広	域	化	広域化については、地理的要因により現状では想定していない。
	資金·ノウハウ等 PFI 等 の 導		具体的な取り組みは現在予定していない。今後、DBやPFIなど、官民連携導入の可能性について継続的に検討する。
(施設	トマネジメント ・設 備 の 長 寿 ら 投 資 の 平	命化等	具体的な取り組みは現在予定していない。
	設備の廃止 ソサイジ		簡易水道事業及び飲料水供給事業は、将来の人口減少に伴う規模縮小が懸念される。今後は人口動態を勘案した施設・設備の廃止可能性について継続的に検証する。
施設(ス	・設備の合ペックダ「	〕理 化	前述のとおり、今後は人口動態を勘案した施設・設備の合理化が望まれる。施設能力の小規模化や給水車による個別給水など、合理化について継続的に検証する。
そ の	他 の	取 組	人件費コストの削減、さらには熟練職員の退職や新規採用職員の減少に伴う人員不足に対応する ため、職員の就業の実態を整理し、民間委託を検討する。

② 財源についての検討状況等

料	金	本町の使用料単価は135円/m3と福井県内平均128円/m3を上回ってはいるものの、経費回収率は著しく低く、一般会計交付金(電源立地交付金)により財源が不足する分を補填している。使用料収入、一般会計交付金(電源立地交付金)、地方債といった財源のバランスを勘案し、住民に過度な負担がかかることのないよう、必要に応じて料金改定を検討する。
企	業債	本町の使用料単価は135円/m3と福井県内平均128円/m3を上回ってはいるものの、経費回収率は著しく低く、一般会計交付金(電源立地交付金)により財源が不足する分を補填している。使用料収入、一般会計交付金(電源立地交付金)、地方債といった財源のバランスを勘案し、住民に過度な負担がかかることのないよう、必要に応じて料金改定を検討する。
繰	入 金	本町の使用料単価は135円/m3と福井県内平均128円/m3を上回ってはいるものの、経費回収率は著しく低く、一般会計交付金(電源立地交付金)により財源が不足する分を補填している。使用料収入、一般会計交付金(電源立地交付金)、地方債といった財源のバランスを勘案し、住民に過度な負担がかかることのないよう、必要に応じて料金改定を検討する。
	€の有効活用等(*2)による 入 増 加 の 取 組	具体的な取り組みは現在予定していない。
そ	の他の取組	具体的な取り組みは現在予定していない。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、	今後、本計画の実施状況を適宜評価・検証しながら計画期間の見直しを実施するとともに、本計画と実績の乖離が著しい場合や本計画の前提となる経営及び財政等の条件が大幅に変更された場合は見直しを行う。また、本計画で把握できていない詳細項目については、今後情報の蓄積に努め、より精度の高いものとする。
改定等に関する事項	見直しに当たっては、PDCAサイクル(計画策定(Plan)→実施(Do)→検証(Check)→見直し(Action))を活用し適宜事業全体の方針について検討する。